

## 資料 第 6 章 保全

### 6-2 保全の方法

#### 【1. 現状変更等に係る行為の分類】

「現状」とは文化財の指定時点のありようであり、その文化財の価値の存在する部分に直接的かつ物理的に変更を加えることを「現状変更」と呼ぶ。許可を受けて実施した現状変更が終了すると、それが現状となる。また、現状を変更せずとも将来的に文化財の保存に著しく影響するような行為を「保存に影響を及ぼす行為」と呼び、この2つを合わせて「現状変更等」と呼ぶ。

文化財に対する行為は下表のように分類できる。

分類	内容	根拠
認められない行為	・文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為	文化財保護法 第 196 条
申請が必要な行為	・現状変更 ・保存に影響を及ぼす行為	文化財保護法 第 125 条
届出が必要な行為	・滅失、き損、亡失、盗取の事実を知った ・維持のための復旧	文化財保護法 第 118 条 (第 33 条) 第 127 条
申請が不要な行為	・維持の措置（原状復旧、き損・滅失の拡大防止のための応急措置、き損・衰亡・復旧不可能による除去） ・非常災害のために必要な応急措置 ・保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの	文化財保護法 第 125 条

#### 【2. 認められない行為】

名勝三保松原での、文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為とは、本質的価値を構成する要素を許可なく変更する下記のような行為である。

- ・マツの伐採等、松原を滅失する行為
- ・砂浜の掘削等、地形を変更する行為
- ・眺望を阻害する行為

近年は、名勝を汚し眺望を阻害する、下記のような行為も含まれる。

- ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立
- ・地面直置きソーラーパネルの設置

#### 【3. 申請が必要な行為】

文化財保護法第 125 条で「現状変更等をしようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない」とあり、現状変更等を実施する際は、着工前に文化庁長官から現状変更許可を受ける必要がある。名勝三保松原での、申請が必要な現状変更等の行為としては、下記のような行為がある。

- ・建築物の設置、除却
- ・工作物の設置、除却
- ・地形の変更
- ・樹木の植栽、伐採
- ・試料採取

ただし、文化財保護法施行令第 5 条 第 4 項 第 1 号により

- ・現状変更のうち、「重大な現状変更」以外のもの
- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、「保存に重大な影響を及ぼす行為」以外のもの

は静岡市長が文化庁長官の権限に属する事務を行うこととされているため、市長が許否を判断する。

文化庁長官の権限に属する事務のうち、当該市教育委員会が行うこととされているものについて、文化財保護法施行令第5条第4項第1号とイからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準を一部抜粋・加筆したものを下表に示す。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号	許可の事務の処理基準
イ 小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模建築物とは、階数が2以下かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120 m<sup>2</sup>以下のもの。</li> <li>・建築物とは、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるもので、屋根と壁があり内部に人が立ち入ることができるもの。</li> <li>・建築面積は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるもの。</li> </ul>
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築であつて、都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝三保松原には第一種低層住居専用地域がある。</li> </ul>
ハ 工作物の設置若しくは改修又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物とは、小規模建築物に付随する門、生け垣、塀、既設道路に設置する電柱、道路標識、信号機、ガードレール、小規模な観測・測定機器、木道など、独立して役割を果たすもの。</li> <li>・道路には、公道のほか農道等も含む。</li> </ul>
ニ 文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に必要な施設とは、名勝標識、境界標、説明板、柵などであり、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則の基準に合致する必要がある。</li> </ul>
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱、電線には通信柱、通信線等を含む。</li> <li>・その他これらに類する工作物には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。</li> </ul>
ヘ 建築物等の除却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築後50年を経過した歴史的建造物のうち一定の評価を得たものは、文化財として登録できる可能性があるため、市が除却を許可できる対象は設置の日から50年を経過していない建築物のみ。</li> </ul>
ト 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木竹の伐採には、幹を切ることのほか、枝を切断して除去することも含む。</li> <li>・倒木や落枝によって人身または建物に危害が及ぶ危険性の高い場合の、危険防止のための必要な、最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。</li> <li>・文化財保護法第80条第1項ただし書きの維持の措置である場合は、許可を要しない。</li> </ul>
チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境調査、クローン苗作成のための採穂、成分や常在菌調査のための松葉の採取、海洋プラスチックゴミ調査のための砂の採取など、現状を適切に把握するためのサンプル採取で、マツの生育や採取地の生態系に影響を及ぼさない小規模なものをいう。</li> </ul>
(リ、ヌ、ルは天然記念物に関する記載のため略)	
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域における現状変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝三保松原は全域が指定区域となっているが、文化財の価値を維持していく上で重大な影響を及ぼすものは除く。</li> </ul>

※なお、現状変更を申請できる者は、土地所有者または土地所有者の承諾を得た者である。

文化庁長官の許可を受ける必要のある現状変更の主な具体例

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突堤、離岸堤、防潮堤、消波堤、ヘッドランドの設置、除却</li> <li>・養浜工事</li> <li>・監視カメラの設置、除却</li> <li>・幹の腐朽率が50%を超える等、倒伏の可能性が高い危険マツの予防伐倒</li> <li>・支柱、ワイヤー、柵の設置、除却</li> <li>・腐朽対策</li> </ul>
	活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園や防災等に係る公共施設の設置、除却</li> </ul>
保全地区	開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な施設の設置</li> <li>・築50年以上の建築物の除却</li> </ul>

申請：文化庁長官の許可を受ける場合、市文化財課（三保松原文化創造センターみほしるべ）に申請書と進達依頼を提出する。市は副申を添えて文化庁に提出する。申請前に現状変更の内容と保全への影響を把握し、円滑に処理を進めるため、事前協議を奨励する。

許可：申請から許可までは概ね2ヶ月を要する。許可は文化庁から市に送付され、市が申請者に対し、原則みほしるべ窓口にて交付する。

変更：現状変更の内容を変更する場合は、当初許可通知の写しを添えて計画変更書（工事期間変更のみの場合は期間変更届）と進達依頼を提出する。

終了：現状変更の実施後は、概ね30日以内に終了届と進達依頼を提出する。

静岡市長が許可権限を持つ現状変更の主な具体例

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保全に係る施設（侵食対策事業の仮設事務所、仮設道路等）で、設置期間が1年以内のもの</li> <li>・保全に係る施設等の簡易な修繕</li> <li>・保全のための研究調査に係る測定機器の仮設（1日以上のもの）</li> </ul>
	活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用に係る施設等の簡易な修繕</li> <li>・工作物（記念碑、案内板等）の設置、修繕、撤去</li> <li>・活用のためのイベント等に係る工作物の仮設（1日以上のもの）</li> </ul>
保全地区	開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の新築、増築、外観の変更を伴う改修</li> <li>・建築物の除却（設置から50年を経過していないもの）</li> <li>・看板、標識、門扉、舗装等の工作物の設置と除却</li> <li>・生活、産業に支障を与える松の伐採</li> </ul>

申請：市長の許可を受ける場合、市文化財課（三保松原文化創造センターみほしるべ）に申請書を提出する。申請前に現状変更の内容と保全への影響を把握し、円滑に処理を進めるため、事前協議を奨励する。

許可：申請から許可までは概ね2週間を要する。許可は原則みほしるべ窓口にて交付する。

変更：現状変更の工事期間を変更する場合は、当初許可通知の写しを添えて期間変更届を提出する。届出から承認までは概ね2週間を要する。現状変更の内容を変更する場合は、再度申請手続きを行う。

終了：現状変更の実施後は、概ね30日以内に終了届を提出する。

※国の機関が現状変更をするときは、内容や規模の大小に関わらず、文化庁長官に対して同意の協議を行う。

#### 【4. 届出が必要な行為の具体例】

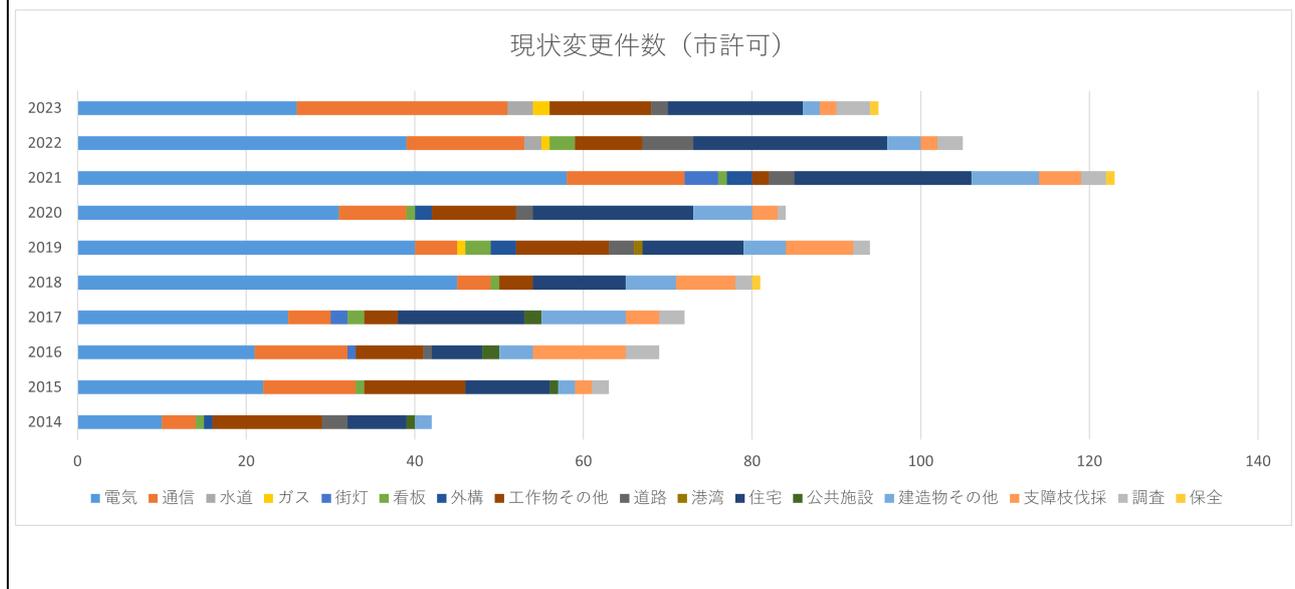
名勝の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときには、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条に基づき、名勝の管理団体である市文化財課がその事実を知った日から10日以内に、き損届を文化庁長官へ提出する。

名勝三保松原の維持のために復旧を行うときは、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則に基づき、市文化財課へ着手30日前までに、復旧届と進達依頼を提出する。復旧が終わった時には、概ね30日以内に終了の報告をする。ただし、現状変更等の許可を受けて復旧を行うときは、復旧の届出を要しない。

分類	具体例
き損届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マツの倒伏</li> <li>・ マツの盗伐被害</li> <li>・ 数日以内に倒伏し人命や人家に関わる重大な事故につながる恐れがあるマツの、緊急伐倒</li> </ul>
復旧届	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ き損した本質的価値を構成する要素（神社社殿等）を復旧する修繕</li> </ul>

#### コラム 名勝三保松原での現状変更許可申請の件数は？

近年は年間100件前後の許可申請がある。保全地区には住宅が多いため、新築や除却及び電線や通信線の工事が8割以上を占める。



【5. 申請が不要な行為の具体例】

名勝三保松原で想定される申請が不要な行為の具体例を下表に示す。

地区	分類	具体例
特別保護地区	保全整備	<p>【維持の措置：原状復旧】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物（動物、流木、海藻等）、ゴミの除去</li> <li>・外来植物の駆除</li> <li>・所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行うマツの補植</li> </ul> <p>【維持の措置：き損・滅失の拡大防止のための応急措置】</p> <p>所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り、蔓や蔦の除去</li> <li>・堆積松葉除去、小規模な土壌ほぐし</li> <li>・病虫害防除（薬剤散布、樹幹注入）</li> <li>・高潮等で松原の砂が扶<small>たす</small>られマツの根が露出した際の砂の補充</li> <li>・幼木の除伐</li> <li>・異種樹木の伐採</li> <li>・樹木診断、モニタリング</li> <li>・マツ材線虫病調査等のための試料採取のうち小規模なもの</li> </ul> <p>【維持の措置：き損・衰亡・復旧不可能による除去】</p> <p>所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病虫害防除（伐倒駆除）</li> <li>・枯れ枝、折れ枝、下枝の除去</li> </ul>
保全地区	活用整備	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（日常的管理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垣根のマツ、自然発芽した実生マツ、庭木のマツ、栽培目的のマツの、剪定、移植、伐採</li> </ul>
	開発	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（日常的管理）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物等の日常的な補修、清掃、外見の変更を伴わない修繕、破損時の応急措置等（同系色での塗替、同材での取替含む）</li> <li>・作庭、耕作、収穫</li> <li>・農業に関わる簡易な工作物の設置と除却、小規模な客土</li> </ul>
共通	イベント	<p>【影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為（原状復旧するもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テント等の仮設</li> </ul> <p>※ただし、1日以上にわたる場合は現状変更許可申請を要する</p>
	非常災害	<p>【非常災害のために必要な応急措置（原状復旧するもの）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土嚢、案内板の設置</li> <li>・緊急車両仮設道の設置</li> <li>・堆積土砂、漂着物、倒伏木竹の除去</li> <li>・き損又は焼失した建物や工作物等の撤去及び整地</li> <li>・撤去物の仮置き、き損焼失建物の撤去整地</li> </ul> <p>※ただし、1年以上にわたる場合は現状変更許可申請を要する</p>

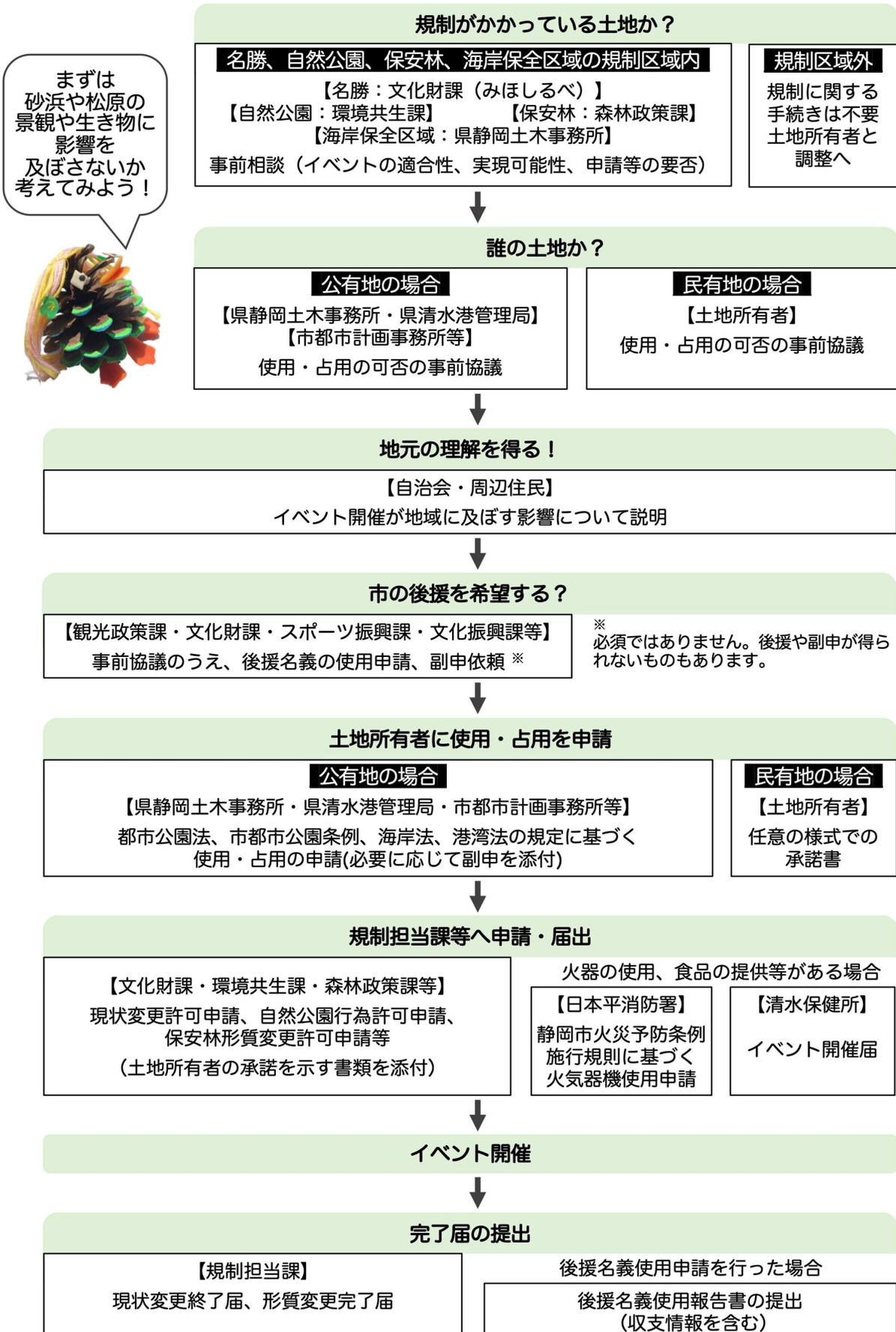
【6. 現状変更等のフローチャート】

名勝三保松原の現状変更等の手続き

【文化財を滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめる行為】 文化財保護法第196条		
(例) ・マツの伐採等、松原を滅失する行為 ・眺望を阻害する行為 ・環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄又は埋立。	該当	認められない行為
【現状変更】 【保存に影響を及ぼす行為】 文化財保護法第125条		
(例) <b>特別保護地区</b> ・突堤、離岸堤、防潮堤、消波堤、ヘッドランドの設置、除却、養浜工事 ・監視カメラの設置、除却 ・幹の腐朽率が50%を超える等、倒伏の可能性が高い危険マツの予防伐倒 ・支柱、ワイヤー、柵の設置・除却、腐朽対策 ・公園や防災等に係る公共施設の設置、除却 <b>保全地区</b> ・大規模な施設の新設 ・築50年以上の建築物の除却	該当	申請 文化庁長官
(例) <b>特別保護地区</b> ・保全に係る施設で、設置期間が1年以内のもの ・保全に係る施設等の簡易な修繕 ・保全のための研究調査に係る測定機器の仮設（1日以上のもの） ・活用に係る施設等の簡易な修繕 ・工作物（記念碑、案内板等）の設置、修繕、撤去 ・活用のためのイベント等に係る工作物の仮設（1日以上のもの） <b>保全地区</b> ・建築物の新築、増築、外観の変更を伴う改修 ・建築物の除却（設置から50年を経過していないもの） ・看板、標識、門扉、舗装等の工作物の設置と除却 ・生活、産業に支障を与える松の伐採	該当	申請 静岡市長
【き損】 【維持のための復旧】 文化財保護法第118条、第127条		
(例) ・マツの倒伏、盗伐被害等のき損 ・き損した本質的価値を構成する要素（神社社殿等）を復旧する修繕	該当	届出 静岡市長
【維持の措置】 【非常災害のために必要な応急措置】 【保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの】 文化財保護法第125条		
(例) <b>特別保護地区</b> ・原状復旧 ゴミの除去、外来植物の駆除 ・き損・滅失の拡大防止のための応急措置 草刈り、葛や蔦の除去、病虫害防除（薬剤散布、樹幹注入）、除伐 ・き損・衰亡・復旧不可能による除去 病虫害防除（伐倒駆除）、枯れ枝等の除去 <b>保全地区</b> ・日常的管理 庭木の松等の剪定、移植、伐採 建築物等の日常的な補修、外見の変更を伴わない修繕、破損時の応急措置等 作庭、耕作、収穫、農業に関わる簡易な工作物の設置と除却 <b>共通</b> ・原状復旧する、影響の軽微な保存に影響を及ぼす行為 1日以内のテント等の仮設 ・原状復旧する、非常災害のために必要な応急措置 土壌や案内板の設置、毀損又は焼失した建物や工作物等の撤去及び整地 ※必要な場合は所有者及び名勝の管理団体としての市文化財課の同意のもとに行う	該当	申請・届出は不要

【7. イベント開催に必要な手続き】

三保松原でのイベント等開催時の手続きの流れ



# 資料 第 8 章 整備

## 8-2 整備の方法

これまで行ってきた整備の実績を以下に示す。

### (1) 保全のための整備

#### 【総合調整】

市文化財課がマツ林管理アプリ「三保まつしらべ」を令和元年（2019年）から運用している。アプリをスマートフォンにダウンロードすることで、誰でもマツの情報閲覧や異常通報ができる。

三保まつしらべ <https://miho-no-matsubara.jp/archives/1672>

#### 【マツ材線虫病対策（伐倒駆除、薬剤散布、樹幹注入）】

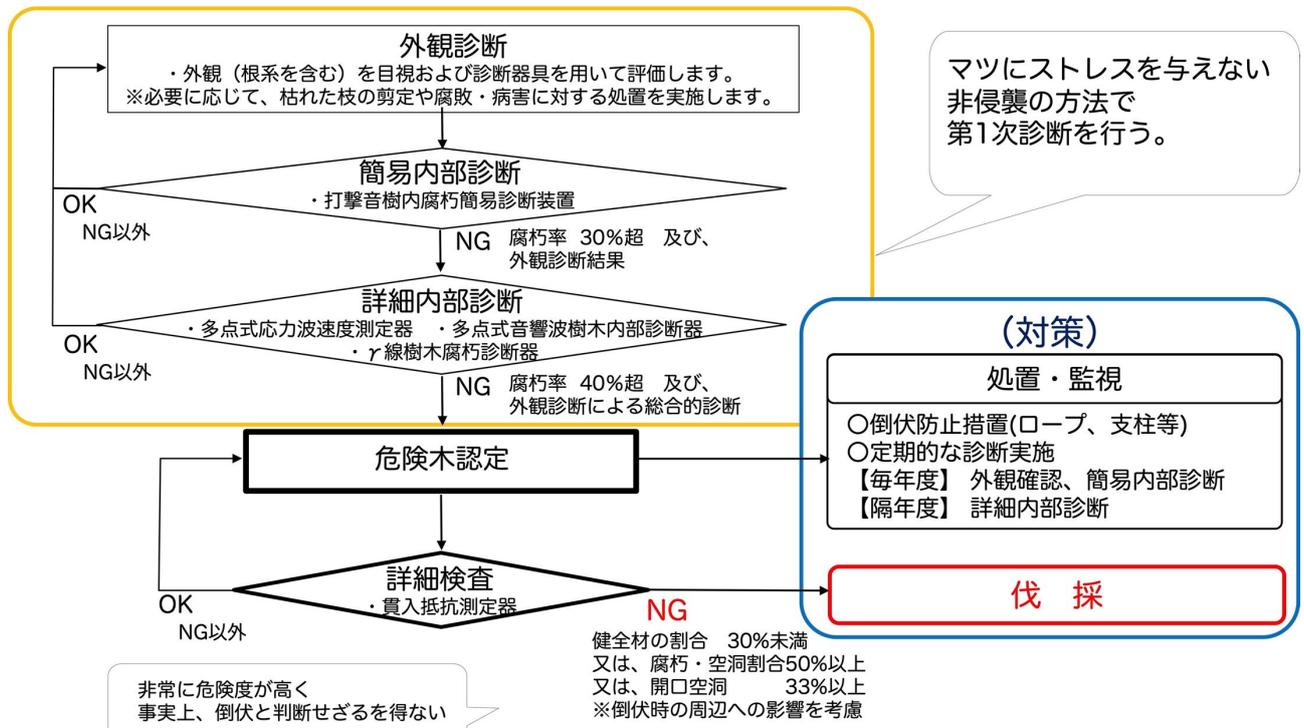
市文化財課（平成 27 年度までは治山林道課）が三保全域（県有林については県中部農林事務所森林整備課）の防除事業を実施している。伐倒駆除は年間通じて、薬剤散布は 5、6 月の 2 回、樹幹注入は 2 月に実施している。

マツ材線虫病のメカニズム、対策手法と被害の概況については、付録に記載。

- ・ 薬剤散布の薬剤はアセタミプリド（平成 23 年（2011 年）から平成 29 年（2017 年）まではチアクロプリド）を使用。
- ・ 薬剤散布の散布方法は、ドローン（平成 30 年（2018 年）まではラジコンヘリ）、スパウター、動力噴霧器を利用。
- ・ 樹幹注入の薬剤は酒石酸モランテル液剤を使用。

#### 【危険木対策（危険枝除去、倒伏対策、支柱・ワイヤー設置）】

市文化財課が、羽衣の松周辺・神の道の老齢大木マツの状態を定期的に調査しながら、倒伏や落枝の予防措置を実施している。平成 29 年度（2017 年度）以降は、樹木診断フローに沿って調査を行っている。（予防伐倒や道路への枝の越境については、市清水道路整備課と連携）



樹木診断フロー 平成 30 年（2018 年）7 月 25 日第 9 回三保松原保全実行委員会資料より

#### 【老齢大木長寿命化（病虫害対策、踏圧対策、腐朽対策）】

市文化財課（平成 27 年度（2015 年度）までの羽衣の松の管理は観光政策課）が、羽衣の松周辺・神の道の老齢大木マツの状態を定期的に調査しながら対策を行っている。ハダニ・シンクイムシ・葉ふるい病対策は 4～9 月に複数回薬剤散布を実施している。踏圧対策として、2 月に土壌ほぐしを実施している。

#### 【森林管理（下刈、草取り、松葉かき、つる除去、土砂流出対策）】

市有林、公園、県有林、国有農地、一部の堤で、各所管の行政が地域やボランティアと連携して環境整備を実施している。

#### 【密度管理】

市文化財課が市有林、公園で、県中部農林事務所森林整備課が県有林で、必要に応じて除伐、間伐、補植を実施している。

#### 【次世代マツ育成】

市文化財課が、平成 29 年度（2017 年度）から令和 2 年度（2020 年度）にかけて約 5,000m<sup>2</sup> を公有地化し、令和 3 年度（2021 年度）に圃場を整備、令和 4 年度（2022 年度）から運営し、マツ苗の生産を行っている。

#### 【保全活動の支援】

市文化財課が、保全活動の支援として、静岡市三保松原文化創造センター「みほしるべ」で年中無休で道具の貸し出し、活動のサポート、市民活動スペースの運用等を実施している。

#### 【侵食対策】

県静岡土木事務所が例年 10～15 万 m<sup>3</sup> 前後のサンドバイパス・サンドリサイクル工事を実施している。

昭和 50 年（1975 年）以降、安倍川河口東の大浜海岸で海岸侵食が激しくなり、それが急激に久能海岸、駒越海岸、そして三保半島に及んできた。海岸侵食の原因は、安倍川上流の山地崩壊を防ぐための砂防ダムの整備や昭和 30 年代の河口付近の河床礫の採取により、運ばれる土砂が減少したためと考えられる。平成元年（1989 年）以降、海岸侵食の進行を止めるべく、静岡県が消波ブロックの設置や侵食の激しい箇所への砂の搬入などの養浜工事を継続して行っている。

#### 【景観改善（消波堤から突堤等への置き換え）】

平成 26 年度（2014 年度）の三保松原白砂青松保全技術会議 最終報告書の提出を受けて、県河川企画課、県土木事務所が景観改善事業を進め、これまでに 1 号新堤の建設、1 号消波堤の一部撤去が完了している。

#### 【眺望確保（草刈り、ゴミの撤去）】

エリアマネジメント事業者やボランティアが一部の砂浜で草刈りを実施している。漂着ごみの多い場所ではボランティアが定期的に海岸清掃を実施し、市収集業務課がボランティアごみを回収している。

#### 【案内板等のデザインの統一、簡素化、デジタル化】

観光施設としての周辺案内看板（7 ヶ所）、遊歩道案内看板（6 ヶ所）、羽衣の松案内看板をし観光政策課が、東海自然歩道案内標識（8 ヶ所）を県観光政策課が維持管理するほか、津波注意、保安林、自然公園、海岸愛護や歴史文化に関する看板を県、自治会、まちづくり推進委員会、NPO 等が維持管理する。市文化財課や市清水道路整備課による来訪者対策としての看板は、可動式のものを使用している。市文化財課及び民間事業者が、一部のエリアで音声ガイドを運用している。

#### 【風致景観に配慮したまちづくり】

市景観まちづくり課が世界遺産登録をきっかけに、三保半島のまち並みをより良い景観にし、魅力的なまち並みとしていくための「三保半島景観形成ガイドライン」を平成 26 年度（2014 年度）に策

定した。これをもとに、令和元年度（2019年度）に「重点地区景観計画（三保地区）」を策定し、地区内での建築物等の新築には、景観法第16条に基づく事前の届出が必要となっている。

**【保全情報の共有】**

第9章運営体制の整備に記載。

**(2) 活用のための整備**

**【名勝の価値を周知啓発する発信】**

- ・市文化財課、県河川企画課、複数のボランティア団体が三保松原に特化したウェブサイトを経営している。また、市文化財課はじめ、多くの団体が SNS を利用した情報発信を行っている。三保松原の価値や保全の大切さを知るための企画展（令和元年度以降 24 回）、講演会（年 1 回程度）、イベント出展（年 1 回程度）、出前講座（年 1～10 回程度）は、みほしるべの開館後市文化財課がかなりの頻度で行うようになったが、県や NPO も講座等を行っている。
- ・来訪を促すことに特化した発信としては、市文化財課が広域道路案内マップや遠方の新聞等への広告掲載を行っている。市観光政策課、市清水みなと振興課、市文化財課（期間限定）等は、視察ツアーも行っている。
- ・他の文化財、世界遺産等と連携したスタンプラリーや SNS での情報発信も行い、相乗効果を図っている。

三保松原旅手帳 	みほしるべ館内案内等 	三保松原音声ガイド 	三保まつしらべ 
松原保全ハンドブック 	みほしるべ周辺お散歩マップ 	三保半島ぐるり旅 	みほしるべクイズシート 

三保松原公式 HP : <https://miho-no-matsubara.jp>

みほしるべ公式 X : <https://x.com/mihoshirube>

みほしるべ公式 Facebook : <https://www.facebook.com/mihoshirube/>

みほしるべ公式 YouTube : <https://www.youtube.com/channel/UCBgnvGdt1X19T1nGV9W5ISg>

情報掲載サイト等

静岡市公式 HP（市広報課） <https://www.city.shizuoka.lg.jp/index.html>

静岡市文化財課 Instagram（市文化財課） [https://www.instagram.com/shizuokacity\\_bunkazai/](https://www.instagram.com/shizuokacity_bunkazai/)

しぜんたんけんてちょう（市環境共生課） <https://www.shizutan.jp>

しずおか東海道まちあるき（市観光政策課） <https://shizuoka.tokaido-guide.jp>

ここからネット（市市民自治推進課） <https://kokokara-net.jp>

ちゃむしずおか（市子ども未来課） <https://shizuoka-city.mamafre.jp>

まなぼっと（県総合教育センター） <https://www.manabi.pref.shizuoka.jp>

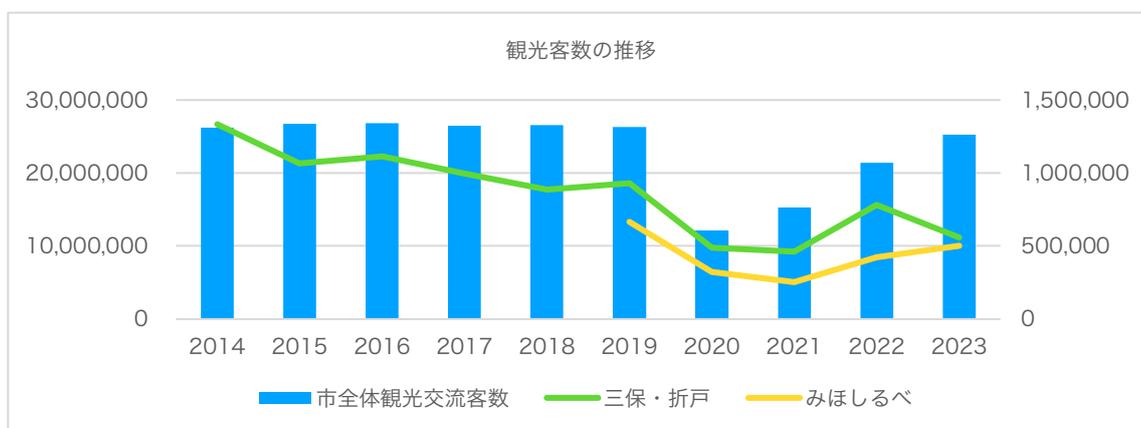
Google ビジネス（Google）

アットエス（静岡新聞 SBS） <https://www.at-s.com>

いこーよ（アクトインディ） <https://iko-yo.net>

## 【誘客】

- ・市清水道路整備課が道路渋滞緩和のための羽衣海岸線整備事業を進めている。
- ・令和 2 年（2020 年）に路線バスのバス停「世界遺産三保松原」を新設した。
- ・来訪者の多いエリアでは、保全のための整備の一環で危険木対策を行っている。
- ・世界遺産登録後、平成 28 年度（2016 年度）から令和元年度（2019 年度）にかけてトイレ 4 ヶ所のリニューアル、遊歩道の修繕、案内看板の更新、ガイダンス施設（みほしるべ）整備を実施した。
- ・平成 25 年（2013 年）3 月に静岡県観光自転車ネットワーク協議会によるレンタサイクル事業が、令和 2 年（2020 年）6 月に市によるシェアサイクル事業「PULCLE（パルクル）」が始まり、三保半島内にも複数のレンタサイクル貸出施設、シェアサイクルポートを設置した。
- ・市県だけでなく民間事業者も、保全やワークショップの体験プログラムを提供している。
- ・三保松原の風景を活かした土産物のほか、みほしるべ開館後は施設のロゴを活かした土産物も多く販売している。
- ・するが企画観光局が三保半島に特化した観光案内冊子を継続して制作・配布している。市文化財課は、令和 2 年（2020 年）以降継続して、ガイダンス施設周辺の散策マップや保全啓発冊子を制作・更新・配布している。



## 【地域文化の継承】

- ・御穂神社、羽車神社それぞれの氏子総代会が神事等を継続している。
- ・羽衣の舞保存会は、楽器を演奏する楽人を担う大人約 10 名、舞を舞う舞人を担う小中学生約 10 名で活動している。御穂神社での例大祭や筒粥祭だけでなく、自治会や行政のイベントに招かれることもあり、年間 10 回程度の上演機会がある。過去 10 年で舞人九寸帯 4 本更新、太鼓の台座修繕、太鼓の皮の張替を、地元企業の支援を受けながら実施している。
- ・三保・折戸地区を校区とする静岡市立清水第五中学校では総合的な探求の時間で能「羽衣」を題材に地域文化を学び、郷土愛を育む取り組みを全校で実践している。卒業生で能楽師の佐野登の指導により能「羽衣」の謡と舞を学び、羽衣まつりでは市民参加によるしずおか・三保羽衣謡隊とともに成果発表をしている。
- ・ガイダンス施設みほしるべでは、クルーズ船の清水港入港に合わせてボランティアによる通訳サポートや日本文化体験を行っている。

## 【名勝地内の資源活用】

- ・市文化財課が、ガイダンス施設みほしるべで郷土史を伝えつつ、眺望スポットや社寺、碑、重要文化財等を案内する散策マップの配布、音声ガイドの運用を行っている。
- ・三保松原の松葉を活用して保全に活かしたい、という取り組みは静岡県立静岡農業高等学校松葉研究班から始まり、平成 24 年（2012 年）以降現在まで、複数の製品を開発・販売している。保全活動と松葉入りの製品の製造・販売を一体で行う民間事業者も生まれ、様々な商品を展開している。葉の他に、線虫で枯れたマツの幹を使った突板ノートなども製造販売された。
- ・みほしるべの開館以降、体験学習や教育旅行での施設見学や保全体験、企業の CSR 事業としての保全活動を市文化財課や民間団体が多く受け入れている。

・市文化財課が、平成 30, 31 年度（2018, 2019 年度）に、松原の保全活用に関わる研究を奨励するための松原研究アワードを実施した。その後も、近隣の大学による三保松原での研究成果展示や、小中学校の取り組み紹介を、みほしるべで実施している。

(4) 防災・防犯

【暴風】

・台風や大雨の際に倒木することがある。幹や根株が腐朽や食害を受けていたことによる折れがしばしば見られる。  
 ・特に半島北部では、近隣の住民生活や産業に多大な影響を与えることがある。台風接近時等の大径マツの倒伏（平成 23, 30、令和元, 5 年（2011, 2018, 2019, 2023 年））は、電線切断による複数日に渡る周辺の停電（平成 23, 30 年）、住宅物置全壊の被害（平成 23 年）を引き起こした。

幹折れ（2018.11.1）



【津波・高潮】

・過去の大きな地震・津波・高潮

慶長 16 年（1611 年）8 月 14 日	高潮により貝島の富士見櫓が損傷。
元禄 12 年（1699 年）8 月 15 日	高潮により田の被害。
宝永 4 年（1707 年）10 月 28 日	宝永地震。地震と津波により、吹合岬～真崎沈下。
天保 12 年（1841 年）4 月 22 日	地震により松原の砂地 2,000 坪が沈下
嘉永 7 年（1854 年）12 月 23 日	安政東海・南海地震。3.1～6m とされる津波、吹合岬の海底への滑落、土地隆起。
大正 6 年（1917 年）10 月 1 日	東京台風。大山エリアの堤防がつぶれ、波が内海まで通った。翌年も被害があり、その後、畑に入った砂で堤防を築きマツを植えた。
昭和 35 年（1960 年）5 月 24 日	真崎の一部が消失（沈下）、清水五中の宿舍が損壊。

・近年の高潮被害状況

平成 29 年（2017 年）10 月 23 日

超大型の強い台風 21 号（上陸時の中心気圧 950 hPa、最大風速 40m/s）が、静岡県掛川市付近に上陸した。清水港では 23 日 7:29 に観測史上 1 位（当時）となる 141cm の潮位を観測した。防潮堤からの越波により、清水三保海浜公園付近と真崎グラウンドゴルフ場に海水及び土砂が流入した。翌年の春にかけて、三保市有林（西側）を中心に 250 本近いマツが塩害により枯死した。

令和元年（2019 年）10 月 12 日

大型の強い台風 19 号（令和元年東日本台風、上陸時の中心気圧 955hPa、最大風速 40m/s）が静岡県伊豆半島に上陸した。清水港では 12 日 17:35 に観測史上 1 位となる 171 cm の潮位を観測した。防潮堤からの越波により、清水第五中学校付近、清水三保海浜公園付近と真崎グラウンドゴルフ場に海水及び土砂が流入した。高潮の波の力による倒伏や根の露出による枯れが見られた。翌年の春にかけて、三保市有林（西側）を中心に 300 本近いマツが塩害により枯死した。



羽衣の松付近での高潮による根返り（2019.10.13）

・対策の実施状況

- ・防潮堤の整備や侵食対策事業としての養浜
- ・津波避難タワーや命山の設置（平成 23 年（2011 年）の東日本大震災以降）
- ・農地の根沓間の埋め戻し

## 【犯罪】

・名勝の本質的価値を構成する要素に関わるもの

昭和9年（1934年）材木ブローカーによるマツ濫伐や農地利用のためのマツ伐採と砂丘の切り崩しが相次ぎ、名勝の風致を守るため清水警察署が一斉検挙を行った。これに対し、地元住民から法規改正と代償要求を求める声があがった。

令和4年（2022年）3月11日から12日朝の間に、清水三保海浜公園に植栽していた高田松原からの寄贈クロマツ（樹齢約10年）が、何者かによって伐採され公園内に放置されていた。静岡県警察による現場検証や聞き取り調査が行われたが、目撃者や犯行声明は無く、目的は不明である。東日本大震災発災日に近い時期の事件であり、全国ニュースにもなり多くの意見が寄せられた。

世界遺産登録以降も、海岸や松原への大型ゴミの不法投棄、砂浜での焚き火が多く確認されているが、実行者の特定に至った例は無い。

・名勝地内でのもの

建物の塗り替え等の無断現状変更も数多く見られるため、文化財保護法の周知を行っている。

野生動物への給餌や野生動物への暴力も見られ、声かけ等を行っているが実行を止めることができていない状態である。

三保松原内には、夜間暗く人通りの少ないエリアが多く、盗撮などの事件のほか、公園において通常の利用の範囲を越える利用（トイレでの洗髪や調理器具洗浄、キャンピングカーへの充電等）も確認されている。



伐採被害を受ける前の高田松原からの寄贈マツ（2022.2.12）